

小千谷市避難行動要支援者避難支援制度

1. 目的

この制度は、小千谷市（以下「市」という。）が地域の協力を得て、災害時に支援が必要となる高齢者や障がい者等が、早期に安全な場所に避難ができるための支援体制等を構築することを目的とする。

2. 対象者

この制度の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、在宅で生活している者（以下「要支援者」という。）とする。

- (1) 災害時に自力で避難することができないなど、避難に当たり支援を要し、かつ、家族の支援が得られないおそれがある65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び高齢者と児童（15歳未満）のみの世帯の者
- (2) 介護認定要介護3以上の者
- (3) 身体障がい者（身体障害者手帳1～2級の者及び身体障害者手帳3～4級の者のうち、視覚・聴覚に障がいがある者で単身者又は同一障がい者のみの世帯の者）
- (4) 知的障がい者（療育手帳A判定）
- (5) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- (6) 難病患者のうち、災害時に自力で避難することができない者
- (7) 在宅医療機器使用者
- (8) その他市長が特に認める者
 - ・上記（1）～（7）の分類で程度の判定には該当しないが、避難行動に当たり支援を要するなど、避難行動に特に不安がある名簿登録の希望者

3. 避難行動要支援者名簿の整備

市は、要支援者の所在等を確認し、避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成する。作成に当たり高齢者については、要介護認定の結果や高齢者現況調査の情報を、障がい者については、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の情報を利用する。

(1) 要支援者名簿の意義

市関係部署と自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、警察署、消防本部との情報共有及び相互連携を図り、地域ぐるみで要支援者の的確な避難支援を実施するための基礎資料とするもの。

*市関係部署

防災安全課、福祉課、健康・子育て応援課

(2) 要支援者名簿の種類、作成方法、取扱い

① 種類

要支援者名簿は、同意者名簿及び不同意者名簿とする。

② 作成方法

ア 同意者名簿

避難行動要支援者避難支援制度への登録と、要支援者の住所、氏名、連絡先等の個人情報を、災害の発生前にあらかじめ自主防災組織や町内会等に提供することについて、別紙「小千谷市避難行動要支援者避難支援制度登録申込書」を提出した者を対象とした要支援者名簿を作成する。

イ 不同意者名簿

小千谷市が関係機関から収集した対象者名簿から、アに記載した同意者を除外した要支援者を、不同意者として要支援者名簿を作成する。

③ 取扱い

要支援者名簿は、次の表に定めるとおり取扱う。

要支援者名簿	名簿の種類	取扱い	
	同意者名簿	平時	<ul style="list-style-type: none"> 市関係部署に備えるほか、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、警察署、消防本部に事前に提供する。 原則として、同意者名簿は1年ごとに更新したものを提供し、その際に更新前の名簿を回収する。
		避難情報発令時	
不同意者名簿	平時	<ul style="list-style-type: none"> 市関係部署に備えるほか、民生委員・児童委員、警察署、消防本部に事前に提供する。 自主防災組織、町内会に封緘した状態で提供する。 	
	避難情報発令時		<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、町内会は開封して閲覧することができる。 提供した不同意者名簿は、災害対応の終了後に速やかに回収する。

<要支援者名簿を外部提供可能とする根拠>

小千谷市避難行動要支援者の個人情報の提供等に関する条例（抄）

（名簿情報の提供）

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該名簿情報の提供をすることができない。

- 3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(3) 要支援者名簿の管理

要支援者名簿は、防災安全課、福祉課、健康・子育て応援課が保管する。

要支援者名簿のうち同意者名簿については、市関係部署のほか、警察署、消防本部が保管し、自主防災組織、町内会及び民生委員・児童委員は、それぞれの所管分を保管する。

- * 不同意者名簿については市関係部署のほか、民生委員・児童委員、警察署、消防本部が保管する。自主防災組織及び町内会は封緘した状態で保管する。
- * 支援業務以外の目的に利用し、又は盗難若しくは外部への漏えいがないように厳重に管理する。万一、要支援者名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

4. 平時における支援体制

- (1) 市は、同意者名簿を個人情報の保護に配慮しつつ、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員と情報を共有する。
- (2) 自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員は、同意者名簿の情報をもとに要支援者ごとの避難情報の伝達や安否確認、避難支援等についての個別避難計画を整備する。

特に、自主防災組織や町内会は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろから良好なコミュニケーションづくりに努め、要支援者の避難支援体制の整備に努める。

5. 避難情報の伝達等

- (1) 市は、避難情報を多様な方法（緊急告知ラジオ、緊急情報メール、市内2箇所の屋外スピーカー、自主防災組織・町内会等代表者への電話、広報車、市ホームページ等）により住民に伝達する。
- (2) 市は、要支援者の避難状況について、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、警察署、消防本部を通じて情報収集を行い、状況によっては社会福祉施設等への緊急入所等の対応を行う。
- (3) 避難情報の伝達を受けた自主防災組織、町内会等は互いに連携し、情報伝達や安否確認を行うとともに、要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。

- * 安全な場所とは、必ずしも市指定避難所に限らず町内で定めた避難所で差し支えないものとする。また、例えば水害時にひざ近くまで浸水しているような場合は、避難所へ避難することはかえって危険を伴うため、自宅の2階などへの在宅避難も考慮する。

6. 避難支援者

市は、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員と連携し、災害時に要支援者の安否確認や避難支援等を実施する者（以下「避難支援者」という。）を、原則として要支援者の属する自主防災組織や町内会等の構成員の中から、あらかじめ2人以上を選任するよう努めるものとする。避難支援者は、要支援者にかかる個人情報を持する。

市は、避難情報を自主防災組織や町内会長等を通じ、避難支援者に伝達し、避難支援者は、要支援者の安否確認や避難支援等を実施する。

ただし、避難支援者は、自ら震度5弱以上と判断（テレビやラジオ等での確認は不要）した地震の場合や、要支援者に災害の危険が迫ると判断した場合は、市からの避難情報の伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。

<気象庁震度階級表＝震度5弱>

人間	屋内の状況	屋外の状況
<ul style="list-style-type: none">・多くの人々が、身の安全を図ろうとする。・一部の人々は、行動に支障を感じる。	<ul style="list-style-type: none">・つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。・座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	<ul style="list-style-type: none">・窓ガラスが割れて落ちることがある。・電柱が揺れるのがわかる。・補強されていないブロック塀が崩れることがある。・道路に被害が生じることがある。

7. 心身のケア等

市は、避難所開設時や仮設住宅が設置された場合の入居者又は在宅の高齢者、障がい者等に対し、心身のケア、生活不活発病予防等のため、保健師、相談員等による相談、巡回等及び民生委員・児童委員、ボランティア等による相談、見守り等を実施する。

8. その他

(1) この制度は、避難支援者のボランティア精神に基づく支援が中心であり、要支援者の希望により要支援者名簿に登録されても、災害時の支援が必ず受けられることを保証するものではない。

(2) この制度は、必要に応じて見直しを行なう。

平成20年3月21日制定

平成24年4月1日改正

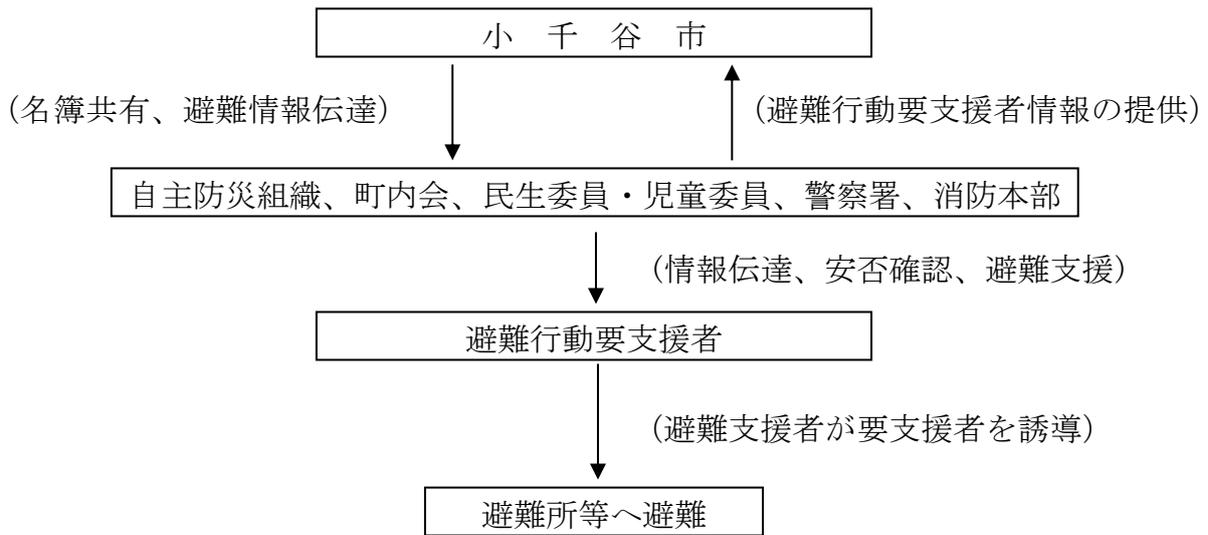
平成27年3月9日改正

平成28年3月3日改正

令和3年7月6日改正

令和5年4月1日改正

<避難支援フロー>



<要支援者名簿の整備及び管理>

